

印紙の取扱いについて

(昭和42年6月15日官房地方厚生課)

印紙税法の全部が改正され、7月1日以降作成される文書について適用されることになったが、用地補償関係の契約書にはりつける印紙の取り扱いについては、官房長通達による標準補償契約書の書式を、国税庁及び東京国税局に示し、意見照会したところ、同通達別紙第1の「土地売買に関する契約書」については契約金額のうち土地の譲渡に係る金額のみが課税対象になり、それ以外の金額は非課税、同通達別紙第2から第4までの契約書についてはいずれもすべて非課税であるということであるので、この紙面をかりてお知らせしておきます。

なお、標準補償契約書以外の用地補償関係の文書に関して印紙税法の解釈上疑義が生じた場合には、具体的な文書を所轄の国税局に示して意見照会をしていただきたい。